

第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務公募型プロポーザル審査要領

第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 300 点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 企画全体 | (200 点) |
| (2) 管理運営 | (20 点) |
| (3) 広報計画 | (60 点) |
| (4) 業務体制 | (10 点) |
| (5) 見積経費 | (10 点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所(予定)

日時 令和7年7月 23 日(水)午後2時～

場所 高知城歴史博物館 ホール

※現時点での予定です。正式には審査委員会開催通知にてご案内します。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は 1 社 30 分以内、出席者は 3 名以内とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査項目(1)「企画全体」の点数が高い者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) また、最高点の者が同点で2者以上かつ、審査項目(1)「企画全体」の点数が同点である場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (6) 参加者が1社の場合は総合点数の6割以上の点数があれば候補者としてします。

別紙 第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務公募型プロポーザル審査基準

審査項目			審査の視点	配点
(1) 企画全体 200 点	企画コンセプト		提案書のコンセプトは明確かつ妥当か	20
			本事業の趣旨を理解し事業目標の実現のための企画となっているか	
	①土佐の 伝統文化 まつり	企画 内容	幅広い世代の来場者が興味をもって、民俗芸能に触れ、楽しむことができる企画となっているか	80
			来場者参加型のステージ等の企画内容となっているか	
			民俗芸能の現状を紹介するなど伝統文化を守り伝承することの重要性が伝わるような企画となっているか	
		会場 設営	ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した会場設営となっているか	30
			来場者の動線やステージなど安全を確保した提案であるか	
			ステージや各ブース、客席において雨天時の対策が取られているか	
	②民俗芸 能フォトコ ンテスト	企画 内容	幅広い世代が参加し、楽しむことができる企画となっているか	50
			魅力のあるコンテンツやプラットフォームが提案されているか	
審査方法や基準が明確で、民俗芸能の普及につながる工夫等が盛り込まれているか				
③その他の 提案事業		事業目標に対してその効果が期待できる内容となっているか	20	
(2) 管理運営 20 点	業務スケジュール 及び運営計画	企画内容に適したスケジュールが計画されているか	10	
		各イベントでの円滑な準備、進行等の運営計画が適切に提案されているか		
	人員配置及び 危機管理体制	業務を円滑に遂行するための必要な人員配置がなされているか。	10	
		安全を考慮した危機管理体制が整っているか		
(3)広報計画 60 点			フライヤーの配布先や数量について具体的な計画が立案されており、集客が見込める内容となっているか	60
			SNS 等を使った広報が計画され、回数やその内容が県民はじめ県外の方に発信するために効果的なものとなっているか	
			各メディアを利用し幅広い年齢層にアピールできるよう費用対効果が高い広告が提案されているか	
			企業協賛金の獲得が期待できる提案がなされているか	
(4)業務体制 10 点			業務を円滑に遂行するために、推進体制とその責任者及び当該業務に従事する者の役割が明確であり、業務成果をあげるための十分な体制が整えられているか	10
(5)見積経費 10 点			事業執行が可能な金額であるか	10
			効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか	